

# 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について

## (第56回、令和5年度第1回)

- 1 日 時 令和5年7月27日(木) 午後1時～2時半
- 2 会 場 京都経済センター6階会議室6-A
- 3 出席者 阿久澤委員、上田委員、康委員、坂元委員、鈴木委員、武田委員、寺内委員、外村委員、中西委員、柳瀬委員(齋藤委員 欠席)  
京都府：人権啓発推進室長、教育庁人権教育室長他
- 4 傍聴者 なし
- 5 開 会 浅野人権啓発推進室長あいさつ
- 6 議事の概要

### (1) 座長の選出、副座長の指名

委員の互選により、坂元委員が座長に選出された。  
また、座長の指名により、阿久澤委員が副座長に指名された。

### (2) 令和4年度人権教育・啓発事業実施状況について

資料1～資料3により、事務局から説明

### 【主な意見・質疑・応答】 (○：委員、●：事務局等)

#### ◆ 令和4年度人権教育・啓発事業実施状況について

<「外国籍府民」という言葉について>

- 「外国籍府民」という言葉は、「外国籍であっても等しく府民である」という意味で使用されていると認識していたが、もう少し詳しく説明いただきたい。
- 外国籍府民共生施策懇談会において、日本国籍の有無に限らず、在日韓国朝鮮人の方々と共に生きていくことを議論することがルーツとなっており、幅広い意味合いで使用している。
- 過去にそうした経緯はあっても、現在は多様性を重んじる時代であるので、注意して、言葉を使っていたいただきたい。

<ラジオ・テレビ広報について>

- 各事業の評価欄を見ると複数事業で同じような評価が記載されているが、メディアを通じた啓発については視聴者から寄せられる様々な意見(アンケート等)がもっと反映されるべきと思う。

<いじめの問題について>

- いじめの現場は大変厳しいものがあり、現場を経験すればするほど、苦慮している子どもは多いと感じる。すべての人がいじめをなくしたいと思っており、傍観者が仲裁者になろうとしても、自分がいつ被害にあうかわからない状況で、なかなか言い出せないのが現状。傍観者から仲裁者になるというような簡単なものではないと思う。
- 相談したくても相談に行きづらいこともあると思うので、担任(担当)から一人ひとりに話を聞

く機会があれば良いと思う。

- 必ずしも担任やスクールカウンセラーに話をしたいという人ばかりではなく、教科担当や部活動の顧問等、誰でも話を聞けるように、誰もが人権教育の担当と意識することが大切であり、体制を整えていくことが重要であるとする。

<資料の作りについて>

- 個別事業の一覧に各事業の評価が記載されているが、資料を見る側も分かりやすいと思うので、年度当初に立てた計画に対しての評価を例えばA～Cで記載してはどうか。
- 項目の羅列だけでは、どのような効果があったかが全く分からない。アンケート結果がどのような中身であったか等、具体的な内容がないと分からない。
- 委員の皆様にごどのように実施計画や実施状況をお示しし、御意見をいただくかということは、長年、苦慮しながら工夫を重ねてきているところ。様々な角度から検討をしてきたが、人権教育・啓発施策は数値等具体的な成果目標を設定しにくい側面もあり、現在の様式となっている。どのような様式・内容がより良いか、引き続き検討するが、委員の皆様からも御提案があれば、是非伺いたい。

<研修講師の選定について>

- ある事業者が様々なテーマについての研修を一人で行っていたり、他の自治体でも研修活動を担当したりしている。どのような方なのか。
- いろいろなテーマによる参加型研修の企画・実施についてノウハウを持っておられる方であり、課題提起をし、それに対して参加者が主体的に関わっていくことを考える研修を行えるという点で評価されているため重宝されている。  
なお、人権研修の講師選定に当たっては、専門性ととも、公平・中立であること等に留意しているところ。

<判決内容を取り入れた研修について>

- 府民対象と職員対象の講演（研修）の内容が同じである必要はない。特に職員研修については多様性について理解する内容等だけではなく、判決等法的な判断も含む内容とすることが必要だと思う。
- 固有の事件について判決が未確定の場合は慎重に取扱うことが必要となるが、確定した司法の判断については一定社会的評が定まったものとして、職員向け研修等で取上げているところ。府民向け啓発でも冊子に判決の内容を記載するなどの活用をしている。